

平成二十八年第一回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

第 1 号 平成 28 年 2 月 19 日（金）

議事日程 第 1 号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	3
開会・開議	4
議席の指定（日程第 1）	4
会議録署名議員の指名（日程第 2）	4
会期の決定（日程第 3）	4
諸般の報告	4
副広域連合長の選任について（日程第 4）	4
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	4
議案 12 件一括議題（日程第 5－16）	6
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	6
陳情第 1 号（日程第 17）	13
陳情第 2 号（日程第 18）	13
報告（青後広監第 1 号－同第 2 号・日程第 19－20）	14
発言の申し出 広域連合長（鹿内博君）	14
閉会	15

平成 28 年第 1 回定例会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録第 1 号
平成 28 年 2 月 19 日（金曜日）

○議事日程 第 1 号

平成 28 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成 28 年 2 月 19 日（金曜日） 午後 2 時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
(諸般の報告)
- 第 4 議案第 1 号 副広域連合長の選任について
- 第 5 議案第 2 号 平成 28 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 6 議案第 3 号 平成 28 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第 4 号 平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 5 号 青森県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について
- 第 9 議案第 6 号 青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 7 号 青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 8 号 青森県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 9 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 10 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 11 号 青森県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 12 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第 13 号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 17 陳情第 1 号 後期高齢者医療保険料の引き上げを行わないことを求める陳情書

- 第18 陳情第2号 後期高齢者医療保険料軽減特例の継続を求める意見書提出
に関する陳情書
- 第19 青後広監第1号 定期監査報告
- 第20 青後広監第2号 例月出納検査報告
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

- 1番 大 矢 保 君
4番 北 山 一 衛 君
5番 平 山 誠 敏 君
9番 佐々木 慶 和 君
10番 齋 藤 政 子 君
11番 島 中 春 光 君
14番 野 呂 日出男 君
16番 安 田 弘 君
17番 円 子 徳 通 君
18番 丹 内 俊 範 君
19番 樋 口 秀 視 君
-

○欠席議員（8名）

- 2番 葛 西 憲 之 君
3番 小 林 眞 君
6番 小山田 久 君
7番 小比類巻 雅彦 君
8番 宮 下 宗一郎 君
12番 森 内 勇 君
13番 東 條 昭 彦 君
15番 山 田 年 伸 君
-

○説明のため出席した者の職氏名

- 広域連合長 鹿 内 博 君
副広域連合長 吉 田 豊 君
-

代表監査委員	山 形	博 君
事 務 局 長	小 林	順 一 君
会 計 管 理 者	石 井	啓 之 君
業 務 課 長	西 澤	徹 君

○出席書記氏名

書 記 長	工 藤 壽 彦
書 記	磯 野 裕 子
書 記	葛 西 孝 徳

午後 2 時開会

○議長（大矢保君） これより、平成 28 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 議席の指定

○議長（大矢保君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された野呂日出男議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において 14 番に指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（大矢保君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、10 番齋藤政子議員及び 11 番島中春光議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（大矢保君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（大矢保君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（大矢保君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議員異動報告書のとおりであります。

日程第 4 議案第 1 号 副広域連合長の選任について

○議長（大矢保君） 日程第 4 議案第 1 号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

○議長（大矢保君） 提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 平成 28 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

の開会に当たり、議案の概要について御説明を申し上げる前に一言御挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、本年4月で9年目を迎えますが、制度開始当初16万6000人ほどであった、当広域連合の被保険者数は、現在は20万人を超えるまでになっております。

医療技術の高度化や被保険者の増加に伴い、医療費はふえ続けており、当初予算ベースで1152億円だった保険給付費は、平成28年度予算で1568億円と、この9年間で416億円増加しております。

国においては、昨年成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、医療保険制度の財政基盤の安定化や医療費適正化に向けた取り組みが順次進められておりますが、詳細を詰めるための議論や、さらには次期制度改革に向けての検討もあわせて進めていくとしております。

当広域連合におきましては、被保険者の健康保持増進及び疾病予防を目的に昨年度策定した「保健事業実施計画」に基づき、健康診査や歯科健診を引き続き推進するとともに、来年度はレセプトデータ等の分析結果を活用し、地域のニーズにあった新たな保健事業を市町村と調整しながら実施していくこととし、被保険者の健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ってまいりたいと考えております。

こうした中、今年度は制度上2年ごとに見直すこととされております平成28年度及び平成29年度の保険料率の算定を行うこととなりますが、当広域連合といたしましては、被保険者の皆様に不安を生じさせることがないよう、可能な限り保険料の上昇を抑制することが肝要であるとの認識のもと、経費の節減及び剰余金を活用し、現行の保険料率と同額・同率となる保険料率を設定したところであります。

当広域連合といたしましては、今後におきましても国の動向を注視しながら、高齢者の方々がお住まいの地域で安心して医療を受けることができるよう、構成市町村との連携をより一層密にし、広域連合としての運営責任を果たしてまいり所存でございますので、議員の皆様には、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第1号について御説明申し上げます。

平成27年第2回定例会において御同意をいただき、選任いたしました副広域連合長吉田豊氏は、去る1月27日をもって任期が満了いたしました。そこで、この後任について慎重に検討した結果、六戸町長吉田豊氏が適任と認められますので、引き続き選任したいと存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大矢保君） これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、同意することに決しました。

○議長（大矢保君） ただいま副広域連合長に選任することに同意された吉田豊氏の入場を求めます。

〔吉田豊君入場〕

日程第5 議案第2号 平成28年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算～
日程第16 議案第13号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大矢保君） 日程第5議案第2号「平成28年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」から日程第16議案第13号「青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの計12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 議案第2号平成28年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度の予算総額は5億2624万余円となり、平成27年度の予算総額と比較しますと、4627万余円の増となっております。

まず、歳入の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金については、市町村からの共通経費負担金として5億100万余円を計上いたしました。

第3款繰入金については、財政調整基金からの繰入金として2000万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款議会費については、議会運営に要する経費として107万余円を計上いたしました。

第2款総務費については、広域連合の運営に要する経費や特別会計への繰出金として5億1516万余円を計上いたしました。

主なものといたしましては、派遣職員等人件費 1 億 3437 万余円、事務室借上料等の管理費 3559 万余円、特別会計への繰出金 3 億 4519 万余円となっております。

以上が平成 28 年度一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第 3 号平成 28 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成 28 年度の予算総額は 1578 億 1388 万余円となり、平成 27 年度の予算総額と比較しますと、16 億 3911 万余円の増となっております。

まず、歳入の主なる内容について御説明申し上げます。

第 1 款市町村支出金については、被保険者からの保険料及び市町村の療養給付費の定率負担金等として 239 億 5550 万余円を計上いたしました。

第 2 款国庫支出金については、国の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金及び調整交付金等として 557 億 2711 万円を計上いたしました。

第 3 款県支出金については、県の療養給付費の定率負担金及び高額医療費負担金等として 131 億 6249 万余円を計上いたしました。

第 4 款支払基金交付金については、現役世代からの支援金である支払基金からの交付金として 627 億 3476 万余円を計上いたしました。

第 5 款特別高額医療費共同事業交付金については、国保中央会からの交付金として 1675 万余円を計上いたしました。

第 7 款繰入金については、一般会計及び財政調整基金からの繰入金として 20 億 4162 万余円を計上いたしました。

次に、歳出の主なる内容について御説明申し上げます。

第 1 款総務費については、電算処理システムや医療費通知に要する経費など、3 億 4334 万余円を計上いたしました。

第 2 款保険給付費については、療養の給付に要する経費及び審査支払手数料など 1568 億 7201 万余円を計上いたしました。

第 3 款特別高額医療費共同事業拠出金については、国保中央会への拠出金として 2765 万余円を計上いたしました。

第 4 款保健事業費については、市町村への健康診査事業委託料など 4 億 4476 万余円を計上いたしました。

以上が、平成 28 年度後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第 4 号平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成 27 年度保険給付費の決算見込額について精査した結果、現計予算額を下回ることが見込まれることから、その財源となる国、県、市町村支出金及び支払基金交付金の応分額とあわせて調整するものであります。

その結果、今回の補正額は、7 億 9743 万余円の減額補正となり、予算規模は、1577 億

1405万円となります。

次に、議案第5号青森県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定については、「行政不服審査法」の改正に伴い、審査請求の裁決の判断の適否を審査する第三者機関の設置が義務づけられたことから、青森県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会を設置しようとするものであります。

次に、議案第6号青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例の制定については、「行政不服審査法」の改正により審理員による審理手続や第三者機関への諮問手続の導入、さらには「不服申立て」の手続が「審査請求」手続に一元化されるなど、不服申立ての制度が抜本的に見直され、審理における公正性の向上や使いやすさの向上が図られることとなったことから、当広域連合においても同法の改正趣旨を踏まえ、公正性及び客観性を確保しつつ、現状に即した手続を進めることができるよう、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第7号青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、「行政不服審査法」が改正され「不服申立て」の制度が抜本的に見直されたことから同法の改正趣旨を踏まえ所要の改正をしようとするものであり、また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い同法から引用している条項を整理するため、改正をしようとするものであります。

次に、議案第8号青森県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、「地方公務員法」の改正に伴い任命権者が広域連合長に対し報告しなければならない事項に「職員の人事評価の状況」及び「職員の退職管理状況」を加えるため、所要の改正をしようとするものであり、また、「行政不服審査法」の改正により「不服申立て」の手続が「審査請求」手続に一元化されたことから用語の整理をするため、改正をしようとするものであります。

次に、議案第9号青森県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、「地方公務員法」の改正に伴い新たに職員の降給の事由及び手続を定めるため等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第10号青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、「地方公務員法」の改正により条項番号に移動があったことから同法から引用している条項を整理するため、改正をしようとするものであります。

次に、議案第11号青森県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、新たに設置する青森県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会の委員の報酬の額等を定める必要があること、また、保健事業の積極的な取り組みの推進を図るため、非常勤特別職として保健師の資格を有する保健事業推進員を採用することとし、その報酬の額等を定める必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 12 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成 27 年の青森県人事委員会からの報告及び勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、若年層に重点を置きながら全年齢層において給料表を引き上げ、また、再任用職員以外の職員の勤勉手当の年間支給割合を 0.05 月分引き上げるものであります。

さらに、「地方公務員法」の改正に伴い級別基準職務表を定め、人事評価の結果に応じて昇給及び勤勉手当の支給を行うこととする等のため、所要の改正をしようとするものであります。

最後に、議案第 13 号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料率の設定並びに保険料軽減の継続及び軽減対象を拡大するため、所要の改正をしようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。十分御審議の上、原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（大矢保君） 議案第 2 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 2 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 3 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 3 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

議案第4号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第4号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

議案第5号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第5号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

議案第6号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第6号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

議案第7号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第7号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

議案第8号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第8号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

議案第9号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。
議案第9号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第9号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。
議案第10号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。
議案第10号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第10号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。
議案第11号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。
議案第11号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第11号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

議案第 12 号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 12 号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 12 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 13 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 13 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号については、原案のとおり可決されました。

日程第 17 陳情第 1 号 後期高齢者医療保険料の引き上げを行わないことを求める陳情書

○議長（大矢保君） 次に日程第 17 陳情第 1 号「後期高齢者医療保険料の引き上げを行わないことを求める陳情書について」を議題といたします。

これについては、平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料の引き上げを行わないことを求める陳情でありますので、議案第 13 号と同趣旨であることから議案第 13 号の採決の結果をもって採択とすべきものとみなします。

日程第 18 陳情第 2 号 後期高齢者医療保険料軽減特例の継続を求める意見書提出に関する陳情書

○議長（大矢保君） 次に日程第 18 陳情第 2 号「後期高齢者医療保険料軽減特例の継続を求める意見書提出に関する陳情書について」を議題といたします。

○議長（大矢保君） 陳情第 2 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は、起立により行います。

陳情第 2 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（大矢保君） 起立なしであります。

よって、陳情第 2 号については、不採択とすることに決定しました。

日程第 19 青後広監第 1 号 定期監査報告

日程第 20 青後広監第 2 号 例月出納検査報告

○議長（大矢保君） 日程第 19 青後広監第 1 号「定期監査報告」及び日程第 20 青後広監第 2 号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

○議長（大矢保君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（大矢保君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重なる御審議の結果、すべての議案について原案のとおり御同意、御議決を賜り厚くお礼を申し上げます。

国においては、医療保険制度については、不断の改革を行っていくことが必要であり、今後、高齢者医療のあり方についても議論していくこととしていることから、当広域連合といたしましては、全国の広域連合とも連携し、国に対して積極的に意見や要望を行ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、被保険者の方々に信頼され、安心いただける制度運営に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましてはどうぞ変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

また、皆様には、後期高齢者医療広域連合議会議員の立場のみならず、それぞれ構成市町村の長または議会議長としてこれから 3 月議会も予定され、お忙しい時期となりますが、

どうぞ御健勝でますます御活躍されますよう、そして、それぞれの市町村のなご一層の御発展を心よりお祈り申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

閉 会

○議長（大矢保君） これにて、平成 28 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 28 分閉会

署名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議長 大矢 保

議員 齋藤 政子

議員 島中 春光